

# 令和8年度地域の魅力発見！みんなで作るデジタルマップ活用等業務委託 仕様書

## 1 本仕様書の目的

本仕様書は、委託者（福島県）が受託者に委託する標記事業について必要な事項を定めたものであり、受託者は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

## 2 業務名

地域の魅力発見！みんなで作るデジタルマップ活用等業務

## 3 業務の目的等

県北地方に関わりを持つきっかけをつくるため、地域住民や行政だけではなく、地域資源（地域の人や特産品等）を含む県北地方の魅力を観光客等から収集し発信していくことで、国内外からの来訪意欲向上を図り、将来的な関係人口や移住人口になり得る交流人口を拡大させる。

※県北地方：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

## 4 委託業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 5 委託業務内容

本事業の実施に当たっては、3に掲げる業務の目的等を実現するため、事業全体に工夫を凝らし、委託者と調整しながら（1）及び（2）の各項目を実施する。

### （1）デジタルマップの更新・維持管理

地域住民や観光客、市町村のリアルな情報を発信していくことで、国内外からの来訪意欲の向上を図るため、令和7年度に構築した『「だから、ふくしま。県北へGO!」みんなの推しスポットマップ』（以下「本デジタルマップ」という。）について、技術知識を用いて以下の業務を行う。

#### ア 管理対象デジタルマップ及び基本仕様等

（ア）本業務の対象は、ボードライト社提供のデジタルマッププラットフォーム「プラチナマップ」で構築済みの本デジタルマップ

（<https://platinumaps.jp/maps/f-kenpoku-co-cre-map>）とし、ボードライト株式会社と使用契約を締結し、本委託契約内でシステム利用料等を負担すること。

（イ）本デジタルマップの管理は、令和8年4月1日から行うこと。

（ウ）登録スポット情報を100件上限とした場合の管理費は、原則年額250,000円以内とする。登録スポット数は、現行の登録スポット数をベースとし、本デジタルマップの利用促進イベント等に付随して新規登録したスポットについては、本契約終了まで削除せず、増加後のスポット数にて運用することとする。

(エ) デジタルマップの機能は、原則、現在有効化されている機能を維持するものとする。なお、現状の機能維持のほか、ボールドライト社が行うプラットフォームのアップデート内容を把握し、登録内容への影響確認や委託者への機能追加の提案等を適切に行うこととする。

(オ) 本デジタルマップを契約期間中 24 時間利用可能な状態とし、システム更新や点検等により利用ができなくなる場合、事前に委託者に連絡すること。

#### イ スポット情報の更新・管理

利用促進イベント等で収集した情報（口コミ）等を適宜反映するほか、必要に応じて、登録済みのスポット情報の更新、修正、登録スポットの変更・削除等を行うこと。

#### ウ 維持・管理業務

(ア) プラチナマップの稼働状況を定期的に確認し、不具合がないか確認し、不具合が生じた場合には、プラットフォーム提供元（ボールドライト株式会社）等と連携の上、速やかに復旧に向けた調整を行うこと。

(イ) 委託者及び利用者等から本システムに関する問合せがあった場合には、適切に対応可能な体制を整えること。

(ウ) システムアップデート等により、デジタルマップの操作方法が変更となった場合には、操作方法を示したマニュアル等を提出すること。

(エ) 利用に当たって、利用者情報等を扱う場合は、適正に管理するとともにセキュリティ体制を万全にし、漏洩することがないように対策を講じること。なお、万が一漏洩した場合、また、漏洩が疑われる場合等は速やかに委託者に報告するとともに、原因究明と改善措置を講じ発注者に報告すること。

(オ) デジタルマップを通じて、利用者情報等を含むデータが取得可能な場合、委託者からの求めに応じてデータを提供すること。

### (2) 本デジタルマップ利用促進イベントの実施

本デジタルマップの利用促進及び県北地方の周遊を促進するイベントとして、以下の条件の下、デジタルラリーを2回実施すること。

#### ア 使用システム等

(ア) 本デジタルマップのプラットフォームと関連したシステム（ボールドライト株式会社提供の「プラチナラリー」）を使用することとし、本デジタルマップと連携させて実施すること。

(イ) スタンプ等獲得の確認方法は、二次元コード機能やGPS機能等を活用し、参加者が分かりやすく、便利な方法とすること。

(ウ) 参加者がデジタルラリー参加中に、モバイル端末を別の端末に変更した場合でも、可能な限り獲得したスタンプ等の情報が引き継げるようなシステムとすること。

(エ) 本デジタルマップ及びデジタルラリー広報のためのウェブサイトを作成し、マップ及びデジタルラリーの周知を図ること。

イ 県北地方を含む広域周遊デジタルラリー（以下「広域デジタルラリー」という。）の実施

(ア) 実施期間

3か月（令和8年6月～令和8年11月の期間内に実施すること。）

(イ) 周遊箇所

- i 県北地方のほか、近隣地域（宮城県仙南地域、山形県置賜地域等）を含む70箇所程度を対象とする。

※宮城県仙南地域：白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町

※山形県置賜地域：米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町

- ii 対象スポットは、現在の登録スポットのほか、近隣地域34箇所程度を新規登録することとし、デジタルマップ登録スポット数を増加させるものとする。

iii 対象スポットの選定等については、委託者と協議の上、決定すること。

(ウ) ラリー参加スポットとの調整等

- i 広域デジタルラリー対象スポットへの参加許諾等各種調整は、受託者にて行うこと。なお、近隣地域分の新規登録スポットの原稿・画像などの素材は受託者が作成する登録情報シートをもとに、委託者が収集の上、受託者へ提供することとする。

- ii 広域デジタルラリー実施に当たり必要となる参加スポットへの実施方法等の説明資料やラリー実施資材（QRコード台紙等）を作成の上、5（2）イ（オ）の広報物と併せ、事前に参加スポットへ送付すること。

(エ) 賞品等

- i 広域デジタルラリーへの参加状況（集めたスタンプ数等）に応じて応募可能な参加賞を設定し、参加促進を図るものとする。

- ii 各賞の応募に当たっては、賞品毎に必要なスタンプ数等の条件を設けることとし、その設定については、委託者と協議の上決定すること。

- iii 予算総額20万円を限度に各賞を設定し、各賞の賞品（商品券や宿泊券等の金券は不可）を選定すること。なお、商品代金については別途委託者が負担し、受託者は、委託者が購入した賞品を入選者に発送すること。（50箇所程度）

(オ) 広報物の作成

広域デジタルラリーPR用のポスター及びチラシを作成すること。広報計画については以下のとおり。

- i ポスターの作成

- ・仕様：A2サイズ片面、四つ折り、コート135kg
- ・作成枚数：200枚

- ii チラシの作成

- ・仕様：A4サイズ両面、コート90kg
- ・作成枚数：10,000枚

iii 配付先

委託者が作成する依頼文書を添えて、ラリー参加スポット 70 箇所程度及び委託者が指定する 15 箇所程度に発送すること。

(カ) その他

- i 周遊ラリー実施に当たっては、デジタルラリーの参加促進に適切な各種広報媒体（SNS、WEBサイト等）を活用して周遊ラリーを広く周知し、参加者の拡大を図ること。
- ii 賞品応募時などにおいて、参加者から実施イベントへの評価や対象スポットのロコミ等に関するアンケートを行い、結果をとりまとめるほか、ロコミについては、委託者と調整の上、適宜本デジタルマップへ反映させること。

ウ 県北地方周遊デジタルラリー（以下「県北デジタルラリー」という。）の実施

(ア) 実施期間

2 か月（令和 8 年 9 月～令和 9 年 1 月の期間内に実施すること。）

(イ) 周遊箇所

対象スポットは、県北地方の登録済みスポット 60 箇所程度とする。対象スポットの選定等については、委託者と協議の上、決定すること。

(ウ) ラリー参加スポットとの調整等

- i 県北デジタルラリー対象スポットへの参加許諾等各種調整は、受託者にて行うこと。
- ii 広域デジタルラリー実施に当たり必要となる参加スポットへの実施方法等の説明資料やラリー実施資材（QRコード台紙等）を作成の上、5（2）ウ（オ）の広報物と併せ、事前に参加スポットへ送付すること。

(エ) 賞品等

- i 県北デジタルラリーへの参加状況（集めたスタンプ数等）に応じて応募可能な参加賞を設定し、参加促進を図るものとする。
- ii 各賞の応募に当たっては、賞品毎に必要なスタンプ数等の条件を設けることとし、その設定については、委託者と協議の上決定すること。
- iii 予算総額 20 万円を限度に各賞を設定し、各賞の賞品（商品券や宿泊券等の金券は不可）を選定すること。なお、商品代金については別途委託者が負担し、受託者は、委託者が購入した賞品を入選者に発送すること。（50 箇所程度）

(オ) 広報物の作成

県北デジタルラリーPR用のポスター及びチラシを作成すること。広報計画については以下のとおり。

i ポスターの作成

- ・仕様：A 2 サイズ片面、四つ折り、コート 135kg
- ・作成枚数：100 枚

ii チラシの作成

- ・仕様：A 4 サイズ両面、コート 90kg
- ・作成枚数：4,000 枚

iii 配付先

委託者が作成する依頼文書を添えて、ラリー対象スポット 60 箇所程度及び委託者が指定する 10 箇所程度に発送すること。

(カ) その他

- i 周遊ラリー実施に当たっては、デジタルラリーの参加促進に適切な各種広報媒体（SNS、WEBサイト等）を活用して周遊ラリーを広く周知し、参加者の拡大を図ること。
- ii 賞品応募時などにおいて、参加者から実施イベントへの評価や対象スポットのロコミ等に関するアンケートを行い、結果をとりまとめるほか、ロコミについては、委託者と調整の上、適宜本デジタルマップへ反映させること。

6 成果品

委託業務実績報告書（別記第4号様式）に以下を添付の上、成果品として提出すること。

- (1) デジタルマップ（新規スポットの登録を反映したもの）
- (2) 事業実施報告書
- (3) 各デジタルラリー広報物
- (4) 各デジタルラリー関連資料
  - ・実施要項
  - ・デジタルラリー協力施設用マニュアル
  - ・当選者一覧

※ 本業務において作成した動画や録画映像、録音した音声、撮影した写真等、一切のデータ等を提出すること。なお、これらの著作権は、すべて委託者に帰属するものとする。

7 その他の提出書類

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
  - ア 委託業務着手届（別記第1号様式）
  - イ 総括責任者通知書（別記第2号様式）
  - ウ その他、委託者が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務終了後に速やかに提出するもの
  - ア 委託業務完了報告書（別記第3号様式）
  - イ その他、委託者が業務の確認に必要と認める書類

8 総括責任者

本業務に当たって十分な知識を有する者を総括責任者として定めること。

9 その他

- (1) 受託者は、本仕様書及び委託者の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。

- (2) 受託者は、委託者との間で本業務を実施するために必要な打合せを随時実施すること。また、受託者は進行状況等について、逐次、委託者に報告すること。なお、委託者は本業務の実施のために必要な協力をする。
- (3) 本業務により制作される成果物の著作権は委託者に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、委託者が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (4) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し、委託者の承認を得ること。
- (5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。
- (6) 本業務の遂行に当たり、受託者は業務上知り得た個人情報等の事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (7) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上、定めることとする。  
ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。